

## 環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定交渉に関する意見書

環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定は、食品の安全や安定供給、日本の医療や、雇用など、国民生活のあらゆる分野に大きな影響を及ぼす重要な問題である。

特に、「物品市場アクセス」分野では「関税の撤廃」を原則としていることから、農林水産業については、安価な外国産品が輸入され、壊滅的な打撃を受けるとともに、地域経済にも深刻な影響を及ぼすおそれがある。

このような中、本年７月、正式にＴＰＰ交渉に参加した我が国は、続く８月にブルネイで開催された第１９回交渉会合において、「原産地規則」、「知的財産」など１０の作業部会に出席し、本格的な交渉が進められている。

さらに、ＴＰＰはもとより同時に進行する日中韓ＦＴＡや本年５月に開始されたＲＣＥＰ（東アジア地域包括的経済連携）など、農林水産業は急激なグローバル化の中にあり、国際競争力ある足腰の強い農林水産業の育成が急務である。

よって、国においては、次の事項について適切に対応されるよう強く要請する。

- 1 「関税撤廃」に係る農林水産物等の重要品目の例外措置の獲得など、「国益」の確保を最優先し、これが確保できないと判断した場合は、交渉からの脱退も辞さないものとする事。  
なお、交渉に当たっては、国民への十分な「情報開示」と併せて、各分野の利害関係者等の意見を聴取するなどし、交渉に反映させること。
- 2 ＴＰＰ参加の如何に関わらず、夢と希望と誇りを持てる農林水産業を実現するため、米に加えて畜産、野菜・果樹など複合的に取り組む農家や法人などを支援する経営所得安定制度の拡充、更には農林水産物の輸出や６次産業化など、「攻めの農林水産業」を展開するための十分な措置を講じること。
- 3 残留農薬・食品添加物の基準、遺伝子組換え食品、アレルギー物質等の表示義務、輸入原材料の原産地表示、ＢＳＥ基準等において、「食の安全・安心」が損なわれないこと。  
以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２５年９月２５日

徳島県議会議長 杉 本 直 樹